

議案第51号

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うため、本市の個人番号の利用範囲を拡大する等の必要があるによる。

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年福岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第11号を第14号とし、第10号を次のように改める。

(10) 特定個人番号利用事務

第4条第1項中第10号を第13号とし、第6号から第9号までを3号ずつ繰り下げ、第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 子ども・子育てを支援するための事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの  
第4条第1項中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 福岡市中心身障害者扶養共済制度条例（昭和47年福岡市条例第15号）による掛金の減免に関する事務であって規則で定めるもの

第4条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 福岡市重度心身障がい者福祉手当支給条例（昭和48年福岡市条例第40号）による重度心身障がい者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

第4条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同

表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報その他規則で定める特定個人情報」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項」に改め、「利用」の次に「又は前項の規定による利用特定個人情報その他規則で定める特定個人情報の利用」を、「当該特定個人情報」の次に「又は当該利用特定個人情報その他規則で定める特定個人情報」を加える。

別表1の項中「地方税関係情報」の次に「、戸籍関係情報」を加え、同表中11の項を13の項とし、6の項から10の項までを2項ずつ繰り下げ、5の項を6の項とし、同項の次に次のように加える。

7 子ども・子育てを支援するための事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
--	------------------------------

別表中4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 福岡市中心身障害者扶養共済制度条例による掛金の減免に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
---	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第10号並びに同条第3項及び第4項の改正規定は、規則で定める日から施行する。